

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）
に準じた手続きに係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年3月8日

支出負担行為担当官

北海道開発局網走開発建設部長 草薙 忍

1 業務概要

- (1) 業務名 湧別川定期縦横断測量外業務（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、網走開発建設部管内2水系（常呂川、湧別川）における河道の現況及び経年変化を把握し、河川事業の実施や管理のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・航空レーザ測深（ALB計測） 湧別川水系湧別川 A=14.94km²
 - ・航空レーザ測量による縦断図作成 湧別川水系湧別川 L=31.8km
 - ・航空レーザ測量による横断図作成 湧別川水系湧別川 N=169断面
 - ・3次元管内図作成 湧別川水系湧別川 N=1式
 - ・定期縦横断測量 常呂川水系無加川 L=7.2km
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (7) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札に参加しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。
ア 単体企業

- (7) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
 - (ウ) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (エ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
 - (オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (カ) 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。
- (2) 入札参加者を選定するための基準
- 北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。
- なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算定するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(ア) 配置予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = ((ア)に係る評価点) + ((ウ)に係る評価点) + (技術提案評価点) × ((エ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = ((イ)に係る評価点)

エ 詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号

北海道開発局網走開発建設部契約課 入札スタッフ

電話 0152-44-6149 電子メール hkd-ab-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年3月8日から令和6年5月10日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記4(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)ア(イ)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業とする。

(4) 参加表明書及び賃上げ表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和6年3月8日9時00分から令和6年3月18日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記4(1)に同じ。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和6年4月9日17時00分から令和6年4月24日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記4(1)に同じ。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年5月10日12時00分。

イ 紙により持参、書留郵便又は託送により提出する場合の提出期限は、令和6年5月10日12時00分。提出先は、上記4(1)に同じ。
開札は、令和6年5月15日9時00分 北海道開発局網走開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(2) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和6年5月15日を予定しているが、予算成立が令和6年5月16日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。